

# 土器川の河川内に繁茂する樹木の 「公募伐採」 応募要領

香川河川国道事務所

## 1. 目的と概要

土器川は洪水から地域を守り、洪水の氾濫防止や、上水道・農業用水などの水利用、公園・散策道としての空間利用など、様々な目的で多くの人たちに活用されています。しかし、土器川の河川公園以外の場所は、近年、樹木が過剰に繁茂しており、河川管理上の支障となっています。

河川管理者において計画的に伐採していますが、地域の皆さんの協力を得て、「公募伐採」を実施しています。

## 2. 伐採箇所について

○伐採箇所：香川県丸亀市綾歌町岡田西地先

(詳細な場所は、別紙「公募伐採範囲図」を参照。)

○区画割り：伐採区画は10区画です。希望の区画を別紙「公募伐採範囲図」をもとに選定し、申し込み用紙にご記入ください。

○主な樹種：アキニレ、センダン など

○伐採期間：令和4年2月1日(火)～令和4年5月15日(日)

## 3. 応募方法

申し込み用紙に必要事項を記載し、応募期間中に受付場所に届くよう、郵送もしくはFAX、メール、持参のいずれかの方法で提出してください。

「申し込み用紙」は、香川河川国道事務所ホームページ、香川河川国道事務所工務第一課で入手できます。

香川河川国道事務所 HP アドレス：<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/index.htm>

① 応募期間：令和3年11月24日(水)～12月17日(金)

持参する場合は、平日9時～17時までにお越し下さい。

郵送の場合は、12月17日(金)の消印まで有効です。

②受付場所：香川河川国道事務所 工務第一課「公募伐採」係

住所：〒760-8546 高松市福岡町4丁目26-32

TEL：087-821-1619 FAX：087-821-1713

E-mail：skr-kagawa60@mlit.go.jp

## 4. 応募にあたっての了承事項

①伐採区画は、現地に区画番号を示した杭を設置していますので、現地をご確認の上、希望する区画番号を申込用紙にご記入ください。複数の応募者が同区画を希望された場合には、現地でくじ引きによる抽選をもって決定致しますのでご了承ください。

※別紙公募伐採範囲図のとおり、河川内の進入路の整備は1月中を予定しております。

現地確認を行う際には、河川内の進入路は整備されておりませんのでご了承ください。

また、1月中は工事車両の出入りがありますので、現地見学はご遠慮ください。

②応募者が予定人数を超えた場合も、香川河川国道事務所にくじによる抽選をもって決定

致しますのでご了承ください。

- ③感染症対策及び安全に留意して作業をお願いします。
- ④公園利用者駐車場に駐車される場合は、公園の利用者にご配慮をお願いします。
- ⑤河川内の進入路は伐採者以外の方の進入を防ぐためバリケードを設置します。伐採者の皆さんは出入りの都度、バリケードの開閉を行うようお願いいたします。
- ⑥決定した伐採範囲の樹木は、応募者自ら伐採し、持ち帰ってください。伐採樹木の枝・葉についても、出来る限り持ち帰りください。
- ⑦樹木の伐採・搬出に要する労力・費用は、伐採者の負担となります。
- ⑧自損事故、又は第三者に損害を与えた場合は、伐採者の責任で対応してください。
- ⑨河川管理施設に損害を与えた場合は、河川管理者に速やかに連絡をし、指示に従ってください。
- ⑩今年度は河道内も伐採範囲となっており、洪水が流れますので、降雨があれば作業を中止してください。
- ⑪伐採木は、伐採者自身で利用してください。

5. 募集開始から伐採完了までの手続き **※赤書きは伐採者の手続き**

募集開始

※令和3年11月24日(水) 募集開始  
郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可  
持参する場合は、平日9時～17時までにお越し下さい。  
郵送の場合は、12月17日(金)の消印まで有効

「申し込み」(応募)

※12月17日(金) 締切

「許可申請書」提出

※伐採者に決定した方には「許可申請書」を郵送しますので、令和4年1月20日(木)までに「許可申請書」を提出してください。  
(1月11日頃郵送予定)

「許可書」発行

※「許可書」が届いたら、伐採作業前に同封の「着手届」を提出してください。  
(「着手届」「完了届」「アンケート」を同封します。)

「着手届」提出

※伐採期間は、令和4年2月1日(火)～5月22日(日)

伐採実施

※伐採が完了したら、「完了届」「アンケート」を提出してください。

「完了届・アンケート」提出

伐 採 完 了

■各書類の提出先・方法は「3・応募方法」に同じです。